

## 組合からの重要なお知らせ

### 令和6年4月分(5/17引落日)から保険料が変わります。

平成27年4月に保険料を改定後、組合員の皆様のご理解ご協力により、9年間保険料を据え置いてまいりましたが、国庫補助金の削減や組合員の減少、保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金等の増大により、組合の財政は令和3年度から毎年赤字を計上しており、令和5年度は1億円程度の赤字が見込まれております。組合の財政を健全化し、安定的な運営を行っていくため、『中期財政計画』を策定し、国保問題特別検討委員会や理事会、組合会で慎重に審議を重ねた結果、令和6年度から保険料の引き上げをお願いすることになりました。なお今後は、組合員の皆様の所得に応じた保険料算定の導入も検討していきたいと考えております。

加入者の皆様の健康な生活を支える組合の安定的な運営のため、何卒ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 令和6年4月分からの国民健康保険料の月額内訳は、次のとおりです。

・第1種組合員 (事業主)	1人につき月額 38,000円	医療保険料 33,000円	+	後期高齢者支援金等 5,000円
・第2種組合員 (薬剤師従業員)	1人につき月額 30,000円	医療保険料 25,000円	+	後期高齢者支援金等 5,000円
・第3種組合員 (非薬剤師従業員)	1人につき月額 25,000円	医療保険料 20,000円	+	後期高齢者支援金等 5,000円
・第4種組合員 (75歳以上組合員)	1人につき月額 1,000円	保健事業分として		
・家族	18歳以上(※1) 1人につき月額 15,000円	医療保険料 (※1)10,000円	+	後期高齢者支援金等 5,000円
	18歳未満(※2) 1人につき月額 12,500円	(※2) 7,500円	+	5,000円

(※1) 18歳に達した日以後の最初の4月分から  
 (※2) 18歳に達した日以後の最初の3月分まで

\*介護保険料  
(40歳以上65歳未満) 1人につき月額 6,000円

- 家族の方で、令和6年4月分(5/17引落日)から18歳以上の保険料となるのは、令和6年4月1日現在、18歳以上(生年月日が平成18年4月1日以前)の方です。
- 第4種組合員(75歳以上組合員)の保険料については、月額1,000円に変更はありません。
- 組合員の皆様には、5月初旬に4月分(5/17引落日)の『保険料納額告知書』を郵送し、保険料額をお知らせいたします。(保険料を事業所口座から引き落としている方は事業所宛に送付させていただきます。)

# 令和6年度歳入歳出予算総括表

## 【歳入】

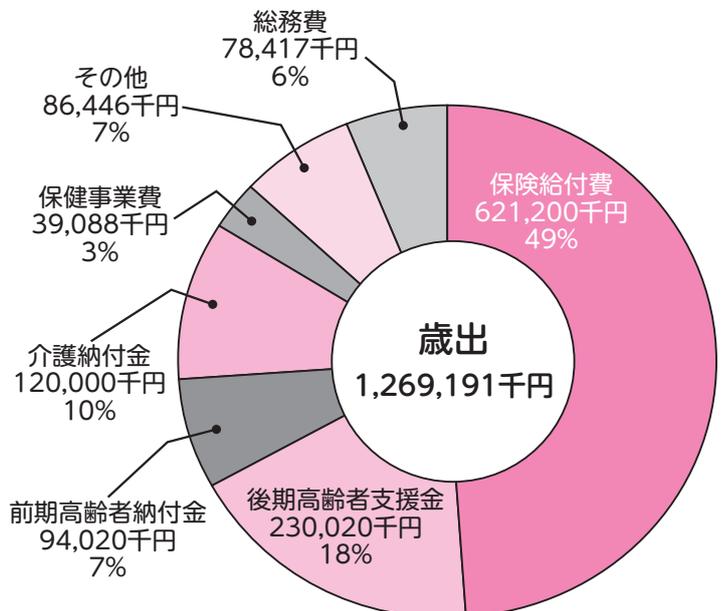
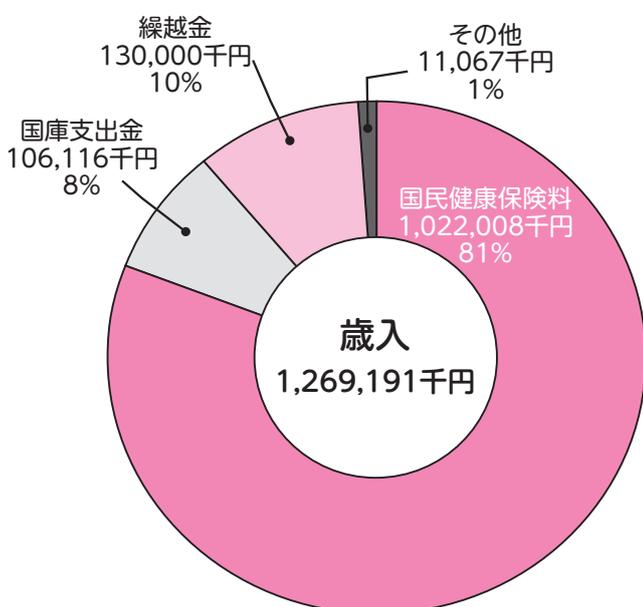
(単位：千円)

款	予算額		前年度比		構成比
	令和6年度	令和5年度	金額	率	
1 国民健康保険料	1,022,008	841,148	180,860	121.5%	80.5%
2 使用料及び手数料	10	10	0	100.0%	0.0%
3 国庫支出金	106,116	131,120	△ 25,004	80.9%	8.4%
4 前期高齢者交付金	2	2	0	100.0%	0.0%
5 県支出金	1	1	0	100.0%	0.0%
6 市支出金	630	700	△ 70	90.0%	0.0%
7 共同事業交付金	10,000	10,000	0	100.0%	0.8%
8 財産収入	13	13	0	100.0%	0.0%
9 繰入金	4	4	0	100.0%	0.0%
10 繰越金	130,000	300,000	△ 170,000	43.3%	10.2%
11 諸収入	407	406	1	100.2%	0.0%
<b>歳入合計</b>	<b>1,269,191</b>	<b>1,283,404</b>	<b>△ 14,213</b>	<b>98.9%</b>	<b>100.0%</b>

## 【歳出】

(単位：千円)

款	予算額		前年度比		構成比
	令和6年度	令和5年度	金額	率	
1 組合会費	1,021	951	70	107.4%	0.1%
2 総務費	78,417	90,831	△ 12,414	86.3%	6.2%
3 保険給付費	621,200	615,770	5,430	100.9%	48.9%
4 後期高齢者支援金等	230,020	216,020	14,000	106.5%	18.1%
5 前期高齢者納付金等	94,020	85,020	9,000	110.6%	7.4%
6 介護納付金	120,000	125,000	△ 5,000	96.0%	9.5%
7 共同事業拠出金等	24,036	31,036	△ 7,000	77.4%	1.9%
8 保健事業費	39,088	42,547	△ 3,459	91.9%	3.1%
9 積立金	1,013	1,013	0	100.0%	0.1%
10 諸支出金	21,000	33,500	△ 12,500	62.7%	1.7%
11 予備費	39,376	41,716	△ 2,340	94.4%	3.1%
<b>歳出合計</b>	<b>1,269,191</b>	<b>1,283,404</b>	<b>△ 14,213</b>	<b>98.9%</b>	<b>100.0%</b>



## 令和6年6月1日から入院時の食事代が変わります。

令和6年5月31日まで

所得区分		入院時食事療養費		入院時生活療養費 *療養病床に入院する65歳以上の方	
		70歳未満の方 (1食あたり)	70歳以上の方 (1食あたり)	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
住民税課税世帯		460円※1	460円※1	460円または420円※4	
住民税 非課税世帯 ※2	90日まで入院	210円	210円	210円	370円※5
	90日を超える入院	160円	160円		
	低所得I※3	—	100円	130円	



令和6年6月1日から

所得区分		入院時食事療養費		入院時生活療養費 *療養病床に入院する65歳以上の方	
		70歳未満の方 (1食あたり)	70歳以上の方 (1食あたり)	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
住民税課税世帯		490円※1	490円※1	490円または450円※4	
住民税 非課税世帯 ※2	90日まで入院	230円	230円	230円	370円※5
	90日を超える入院	180円	180円		
	低所得I※3	—	110円	140円	

※1：小児慢性特定疾病児童等・指定難病患者の方は280円となります。

※2：住民税非課税世帯の方は組合に申請して「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。また、減額認定証の交付を受けている方で入院日数が90日を超えた場合は、組合に申請し「長期該当」の認定を受けていただくと、食事代が180円に減額されます。

※3：減額認定証の交付を受けている方で、所得が一定基準に満たない70歳以上の方。

※4：管理栄養士等を配置していない保険医療機関に入院している場合は450円となります。

※5：指定難病患者の方の居住費は0円となります。

## 令和6年度

### 自家調剤における調剤報酬請求の一部制限事項について

本組合では自主財源の確立を図る自助努力の一環として、自家調剤における保険請求を一部制限しており、毎年4月の組合報にて当年度の「自家調剤における一部制限事項」の表を送付しておりますが、今年度は調剤報酬改定の施行日が令和6年6月1日のため、次回8月の組合報にて送付いたします。

なお、令和6年6月1日から新設される「医療DX推進体制整備加算」につきましては算定可といたします。また、「在宅患者調剤加算(廃止)」→「在宅薬学総合体制加算1・2(新設)」につきましては従前どおり算定不可となります。何卒ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

※「薬学管理料」につきましては、全ての項目が算定不可です。

※令和5年度から変更のない項目につきましては従前どおりです。

## 健康診断受診券は、6月中旬に送付します。

### 【健康診断を受診されていますか？】

健康診断の補助を行いますので日々の健康維持・管理のために是非ご活用ください。**40歳～74歳**の**特定健診該当者の方には、6月中旬に「健康診断受診券」を送付します。**契約健診機関は、受診券と一緒にお送りする冊子または、組合ホームページをご覧ください。補助の詳細は下記のとおりです。

### 健康診断補助制度について

健診の種類	対象年齢	補助金額
① 特定健診・一般健康診断、人間ドック、PET健診 (年度内いずれか一つ) (特定健診の項目を含むもの)	40歳～74歳	30,000円
② 一般健康診断、人間ドック、PET健診 (年度内いずれか一つ)	30歳～39歳	20,000円
③ 脳ドック (年度内に1回) (MRI・MRAの両方含むもの)	40歳～74歳	30,000円
	30歳～39歳	20,000円
④ 婦人科系検査 (年度内に1回)	20歳～74歳	5,000円

※補助金額を超えた部分は、自己負担になります。

※上記以外のオプション及び保険診療は補助の対象外です。

※対象年齢は、年度内(令和6年4月～令和7年3月)にその年齢に達する方です。

### 組合ホームページでの契約健診機関の確認方法

<http://www.kykokuhoh.or.jp/>

トップページ右下のご案内から、一覧表を確認することができます。

### 【契約健診機関一覧の掲載場所】

ここをクリック

※令和6年度分は随時更新していきます。

### 市民マラソン参加費の助成について

市民マラソンの参加費の一部を助成しています。補助金は年度内に一回5,000円です。申請は通年で受け付けています。ホームページからダウンロード又は組合に申請書を請求いただき、用紙に必要事項をご記入の上、領収書又はタイム証明書の写しなど参加したことがわかるものを添付の上、組合までお送りください。